



R&I グリーンボンドアセスメント／セカンドオピニオン

中能登まち灯合同会社

2026 年 6 月 25 日

中能登町公共施設等 LED 化事業に係る

サステナブルファイナンス本部

グリーンローン : GA1 (本評価)

担当アナリスト: 税所さやか

: セカンドオピニオン

格付投資情報センター(R&I)は中能登まち灯合同会社の中能登町公共施設等 LED 化事業グリーンローンフレームワーク(2026 年 6 月策定)が、以下の原則に適合していることを確認するとともに、今次調達するグリーンローンについて、R&I グリーンボンドアセスメントを付与した。

グリーンローン原則(2025、LMA 等)
グリーンローンガイドライン(2024、環境省)

■ 対象ローンの概要

借入人	中能登まち灯合同会社
貸付人	北國銀行
実行額	総額 2,460 百万円
資金使途	公共施設等 LED 化事業 (エネルギー効率)
R&I グリーンボンド アセスメント	GA1(本評価)
契約締結日	2026 年 6 月 25 日
初回実行日	2026 年 7 月 1 日
償還日	2038 年 3 月 10 日

■ 概要

中能登まち灯合同会社は、中能登町が所有する既存の98の公共施設の照明設備(管理総数19,312台)をローカルPFI方式によりLEDに更新する中能登町公共施設等LED化事業を実施するために脱炭素化と省エネルギーに関する事業を主な目的として設立された特別目的会社。

今回、グリーンローン原則(Green Loan Principles)等の4基準である、調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートイングに関する対応方針であるグリーンローンフレームワークを策定した。当該フレームワークに基づきグリーンローンを調達し、中能登町公共施設等LED化事業への充当を予定している。

■R&Iグリーンボンドアセスメント

R&Iは、R&Iグリーンボンドアセスメントに定める評価方法に従い、本グリーンローンの調達資金が環境問題の解決に資する事業に投資される程度が非常に高いと判断し、GA1(本評価)を付与した。

【項目別評価】

項 目	評 価
調達資金の使途	
プロジェクトの評価と選定のプロセス	
調達資金の管理	
レポーティング	
発行体の環境活動	

※ 各項目を 5 段階で評価し、 (最上位)から (最下位)で表示している。

■グリーンローン原則等に適合する旨のセカンドオピニオン

本グリーンローンフレームワークがグリーンローン原則2025¹および環境省グリーンローンガイドライン2024年版(以下総称して、グリーンローン原則等)に則ったものである旨のセカンドオピニオンを提供する。

■評価理由

- グリーンローンによって調達した資金は、中能登町が所有する公共施設(計 98 施設)の既存の照明設備(管理総数 19,312 台)を、ローカル PFI 方式により 2 年で LED 照明へ更新工事を行い、その後 10 年間に渡って維持管理するプロジェクト「中能登町 公共施設等 LED 化事業」に全額充当される。LED 化により省エネルギー化が推進されることから、本プロジェクトには明確な CO2 削減効果が見込まれる。既存の照明設備の適切な処分や工事等の騒音抑制等の環境・社会面の潜在的なネガティブ影響への配慮がなされている。
- 中能登町公共施設等 LED 化事業の実施においては、昇陽電機株式会社を代表とする構成事業者 9 社及び地方グリーンプロジェクト支援研究所(以下、LGP)、協力事業者 4 社がコンソーシアムを組み、中能登まち灯合同会社(以下、SPC)を設立して取り組む。本プロジェクトは、SPC より委託を受けた LGP を中心に、昇陽電機や関係者との協議、SPC の社員総会への報告、経営会議による決議など組織的な決定プロセスを経て実行される。ネガティブな効果については SPC より委託を受けた昇陽電機が中心となり構成員と共に各種法令、規制等に従って適切な対策を取り、モニタリングする。さらに SPC の活動が与える社会・環境面への影響を適切に管理するために、SPC より委託を受けた LGP が環境コンサルタントを担い、法律事務所などによる評価を含めて確認し、社員総会に付議・報告する。
- 資金の充当管理は SPC より委託を受けた LGP が総務部にて実施する。プロジェクトへの充当資金と未充当資金の合計がグリーンローンの調達資金と整合するように管理する。未充当資金は、充当が決定されるまでの間は、未充当額と同額を現金又は現金同等物にて管理される。LGP は工事などの進捗や都度発生する請求書を確認し、貸付人である北國銀行の決裁を受ける。その後、信憑の確認・帳簿の作成をし、専用口座から支払いを行う。専用口座は支払費目に応じて複数設定される予定で、各口座への資金の振替時に北國銀行の承諾を経ることで適切な資金管理がなされる。資金の充当状況は SPC と出資関係や人的関係のない第三者である市内の会計事務所による監査が必要都度実施される。
- レポーティングについては SPC より委託を受けた LGP が設備管理システムからデータを抽出し、環境改善効果を算定する。環境改善効果の算定に加え資金充当状況や償還状況について事業期間中に年 1 度レポートを作成し、昇陽電機のウェブサイトにて開示する。調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当状況に大きな変化が生じた場合は、速やかに開示する。

¹ LMA(Loan Market Association)、APLMA(Asia Pacific Loan Market Association)が策定し、LSTA(Loan Syndications and Trading Association)も参画して運営する Green Loan Principles(GLP)

■ グリーンローンフレームワークの概要

SPCは、グリーンローン借入にあたり、グリーンローン原則(Green Loan Principles)等の4基準である、調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートिंगに関する発行体の対応方針である「中能登町公共施設等LED化事業グリーンローンフレームワーク」を作成した。本フレームワークの概要は、以下の通りである。

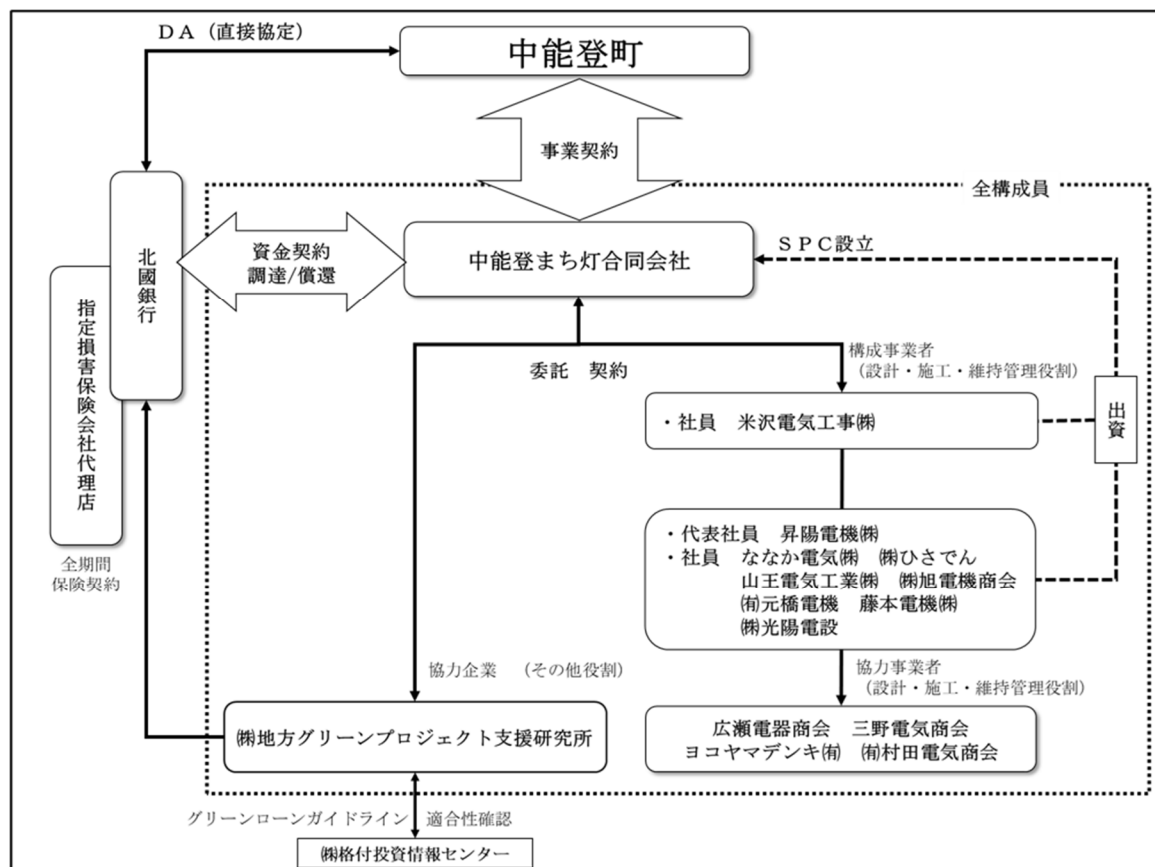
1. 調達資金の使途

- ・ グリーンローンの調達資金は、以下の選定基準を満たす事業に全額充当される予定である。

事業区分	事業概要
エネルギー効率	中能登町公共施設等 LED 化事業

- 対象事業は、中能登町が所有するコミュニティーセンター、文化・スポーツ関連施設、環境関連施設、福祉関連施設等(計98施設)の既存の照明設備(管理総数19,312台)を、ローカルPFI方式により2年でLED照明へ更新工事を行い、その後10年間に渡って維持管理するというもの。中能登町はSPCとの間で結んだ事業契約に基づき一定のサービス料を10年間SPCに支払う。本プロジェクトを実行することにより、従来よりも年間約788.4t-CO2(約6割)のCO2削減効果が期待できる。このほか、有害な水銀を含む既存の照明設備を包括的にLEDへ交換し適正処分することで脱炭素社会と循環型社会の同時実現を図る。

■事業スキーム図



[出所:中能登町公共施設等LED化事業グリーンローンフレームワーク]

【参考】ローカルPFI方式について

- ・ PFI方式とは、地方公共団体が民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業方式の一つ。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」に基づいて実施される。特に国が提唱する「地域循環共生圏」の趣旨に沿って地域社会・地域経済への貢献に焦点を当てたPFIを「ローカルPFI」と呼ぶ。
- ・ 国が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、中能登町も2025年6月に「中能登町ゼロカーボンシティ」を宣言し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。水銀に関する水俣条約の発効によって水銀灯の生産・販売等が中止となり、同製品への更新が出来なくなるなど照明設備の取り替えも急務となっている。環境負荷や維持管理に寄与するLED化を推進する中で、中能登町は「ローカルPFI」の考え方を取り入れ地元の中小企業の参加を促進することを目的として、2025年11月に「中能登町公共施設等LED化事業」のプロポーザル公募を実施した。この公募にLGP及び中能登町の昇陽電機と構成事業者8社、協力事業者4社がコンソーシアムを組んで応募し、2025年12月に選定された。
- ・ 事業実施スキームは次の通り。昇陽電機及び構成事業者8社が出資して新たに設立したSPCが実施主体となり、運営・管理等のマネジメント全般をLGPに委託、調査・設計・施工・維持管理等の設備全般に関する業務を昇陽電機と構成事業者8社に委託する。資金調達面では地元金融機関の北國銀行がグリーンローンで融資を行う。地元企業がそれぞれの専門分野の業務を直接受け持ち、当該事業を推進することで環境負荷低減と地域活性化の実現を企図する。
- ・ 本プロジェクトの推進にあたり、工事に伴う騒音、廃棄物処理に伴う有機物質(水銀、PCB)の排出等、環境に対するネガティブな影響が想定される。これらのネガティブな影響については、SPCより委託を受けた昇陽電機と構成事業者8社が中心となって、各種法令、規制等に従って適切な対策を実施する。これらの対策の実施状況に関するモニタリングを構成事業者9社、協力事業者4社及び協力企業1社が行う。

■ネガティブ影響への対応事例

・LED交換工事に伴う騒音

LED交換工事の際は、事前に住民へ工事の日程をお知らせし、早朝や夕方などの時間帯は避けて日中に工事を行う。工事待機時などの車両のアイドリングをゼロにする。

・廃棄物処分計画

施工役割責任者が主体となって、施工各社にて「撤去器具及び安定器」「プラスチック」「水銀灯ランプ」「鉄くず」を分別して適正な処理を行う。なお、仮置きされた撤去器具は、契約する市内の廃棄物運搬業者が回収し、処分業者が処理を行う。

※処理方法

4 つに分別した撤去品で「撤去器具及び安定器」は製鋼、銅の原料としてリサイクル処理する。「プラスチック」は固形燃料等へのリサイクル(一部埋立)を想定する。「一般ランプ」「水銀灯ランプ」は手解体にて分類し、リサイクル可能な真鍮やアルミ再資源化ガラスと再資源化不能ガラスに分類して適切な処理を行う。また、適正処理の確認は、契約する市内産業廃棄物処理業者にて「マニフェスト」を発行し確認する。

処理方法	写真	内容
器具及び安定器		手選別にて鉄屑、銅線、安定器に仕分けする。鉄屑は製鋼原料として銅線及び安定器は銅の原料としてリサイクル処理する
一般ランプ・水銀灯ランプ		手選別でランプから口金や基盤とガラスを分解。口金は金属としてリサイクル、基板は破碎した後、金属系はリサイクル、中央部ガラス、再資源化不能ガラスに分別したものは細かく粉砕して更に分離し、脱水銀化処理工程にてリサイクルと埋立処理に分けられる

プラスチック		手選別にてリサイクル加工が可能なものと出来ないもの(プラスチック以外の金属や異物混入)に分離し、破碎したうえで固形燃料等にリサイクルする。その他については埋立処理する
--------	---	---

[出所: 中能登町公共施設等 LED 化事業グリーンローンフレームワーク]

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

- 中能登町公共施設等LED化事業は、中能登町が策定したPFI法に基づく事業である。自治体が所有する施設の照明設備を短期間で包括的にLED化し、交換工事に伴う廃棄物を適正処分した後、10年に渡って維持・管理事業を行う。長期かつ多額の資金調達や高度なマネジメントを必要とすることから、一定規模のPFI事業を比較的規模の小さな地元中小事業者が受注するのは難しい。今回、SPCが整備に必要な資金を調達し、高度なマネジメントをLGPに委託することで、地元中小事業者が参入しやすくなり、地域経済の発展に貢献できる。今回のグリーンプロジェクトでは、地域事業者が包括的にLED化事業を行うことで、環境課題(CO2削減)と地域活性化(地方創生)の同時実現を図るとともに、SDGsの目標を達成すべき持続可能なまちづくりに貢献する。
- 代表の昇陽電機と構成事業者8社及びLGP、協力事業者4社がコンソーシアムを組み、SPCを設立して事業を実施する。構成員の本事業以外の要因による倒産隔離を図ることに加え、專業運営とすることで調査や施工遅延、資金や運営管理の不透明性、責任所在を明確化する。SPCより委託を受けたLGPは運営・管理を行い、同様にSPCより委託を受けた昇陽電機は構成事業者8社と合意協定に基づく連携を行い、調査・設計・施工・維持管理を行う。本件プロジェクトの実施にあたっては、SPCの設立目的でもある環境理念・環境方針への整合性を諮る観点からSPCより委託を受けたLGPが中心となって構成員と協議し、SPCの社員総会への報告を経て経営会議にて決議される。
- SPCの活動が与える社会・環境面への影響を適切に管理するため、SPCより委託を受けたLGPが法律事務所などによる評価によって、健全に経営されているか、地域環境や地域社会、様々なステークホルダーに深刻な影響を与えていないか等を確認する。また、様々なステークホルダーとの対話を通じた定期的なモニタリングや、内部監査などのプロセスを通じ、社会・環境関連リスク管理状況を確認し、課題がある場合は改善を進める。ステークホルダーから問題の指摘を受けた場合は、実態を踏まえて、対話・協議を行い改善に努める。こうした社会・環境問題への対応は社員総会に付議・報告され、社会・環境関連リスクへの対応及び管理体制の強化に取り組んでいく。

	本事業の照明LED化を通じた省エネ化によって、クリーンエネルギー使用設備等に拡大を図り、多くの施設利用者が享受できるよう寄与する。
	資金調達から調査設計・施工・維持管理、資材納入まで市内企業で編成することにより地域経済及び企業の成長促進に寄与する。
	LED化による省エネルギー化をはじめ、防災面や環境教育、地域活動での様々な支援を通じ、地域と一体となった事業を展開することにより、低炭素な暮らしやすいまちづくりに寄与する。
	グリーンファイナンスは環境に関するプロジェクトへの資金使途に限られる。よって、温暖化対策や環境改善事業を積極的に進める際の明確かつ具体的な対策として寄与する
	本事業を通じて地方行政と地域民間企業が連携し、パートナーシップを発揮しながら地域循環型の環境改善事業に取り組むことで、SDGs目標達成に寄与する。

[出所: 中能登町公共施設等 LED 化事業グリーンローンフレームワーク]

- プロジェクト実施により想定される環境改善効果は、以下の通り。

■二酸化炭素排出量削減予定量

①	年間CO ₂ 削減量	788.4t-CO ₂ /年
②	年間省エネルギー量	1,639,000kWh/年

[出所:中能登町公共施設等 LED 化事業プロポーザル資料]

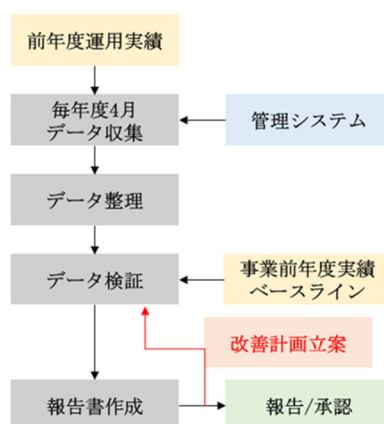
■エネルギー削減効果の測定・検証方法

検証項目	検証方法
契約数および灯数確認	管理システムより全灯データ抽出
エネルギー使用量(kwh)	全灯分の仕様能力にて点灯時間にて算出
CO ₂ 排出量(t)	全灯合計量より算出(CO ₂ 排出係数)
省エネ達成率(%)	ベースライン年度数値との比較
省 CO ₂ 排出量達成率(%)	ベースライン年度数値との比較

[出所:中能登町公共施設等 LED 化事業グリーンローンフレームワーク]

- プロジェクト開始後、事故ならびに修繕等及び省エネルギー量の検証や設備管理状況など毎年度4月、関係会社及び管理システムデータを収集し、整理・検証し5月末から6月上旬に1年度分を実績報告書としてまとめ、中能登町に提出する予定。なお、事業検証報告に関しては、エネルギー関連コンサルタントに精通し、過去に同様事業に参画した人員を配置または委託する。
- 効果検証により省エネルギー効果が事前計画目標値に達していない場合には、中能登町との協議のもと原因究明に努めるものとし、PDCAサイクルの考え方を基に、検証結果に応じ計画を再構築し、現場にフィードバックする予定。

検証体制図



[出所:中能登町公共施設等 LED 化事業グリーンローンフレームワーク]

3. 調達資金の管理

- SPCは、資金管理業務全般をLGPに委託する。グリーンローンによって調達した資金について、LGPは総務部で対象プロジェクトへの充当及び管理を行う。LGPは工事などの進捗確認、都度発生する請求書確認等の業務を行った後、銀行の決裁を受ける。再び総務部にて信憑の確認や帳簿の作成をしたのち、専用口座からの支払いが行われる。
- 専用口座は代表受取口座・営業費用口座・返済充当口座・納税充当口座・保険金入金口座の専用口座5つをそれぞれの用途に応じて作成し、代表受取口座より支払いに応じて各口座に振り替える。代表受取口座より各口座に振り替える際には、融資先である北國銀行へ支払調書を提出し承諾を得てから振替や事業者への支払いを行うなど、適切に資金管理を実施する。
- 総務部にてプロジェクトへの充当資金と未充当資金の合計が、グリーンローンの調達資金と整合するよう管理する。資金の充当状況については、SPCと出資関係や人的関係のない市内第三者の会計事務所による監査が必要都度行われる。未充当資金は、充当が決定されるまでの間は、未充当額と同額を現金又は現金同等物にて管理する。調達資金は2年以内に全額充当される。信憑となる書類等は、LGPの総務部に文書管理者を設け、文書管理規定にて文書の保存期間及び保存期間の終了する日を定めたくえで適切に保管する。

4. レポーティング

- 本グリーンローンのレポーティングは、年に1度、昇陽電機のウェブサイトにて公表される。

開示内容(案)
1. 調達資金の充当状況として調達額・資金充当額・未充当残高を開示する。 資金充当額は年度毎の資金充当額を開示する。
2. 環境改善効果として年間電力量削減量(千kwh)と年間CO2削減量(t-CO2)の前年累計と本年度分と合計を開示する。 ※年間CO2削減量＝年間電力量削減量×電気事業者別CO2排出係数
3. 本年度充当内訳の充当額を充当項目別に開示する。

[出所: 中能登町公共施設等 LED 化事業グリーンローンフレームワーク]

- 環境改善効果の算定については、LGPが設備管理システムよりデータを抽出し作成する。環境改善効果の算定に加え資金充当状況や償還状況について事業期間中、毎年度レポートを作成する。
- なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当状況に大きな変化が生じた場合は、速やかに開示する。

■セカンドオピニオン(適合性確認)

1. 調達資金の使途

主な評価の根拠

- ・ フレームワークの内容の確認
- ・ グリーンローンに係る対象事業の内容の確認

評価

- ・ 本フレームワークでは、調達資金は中能登町公共施設等LED化事業に係る支出に全額充当される。
- ・ 対象事業は、中能登町が所有する公共施設(計98施設)の既存の照明設備(管理総数19,312台)を、ローカルPFI方式により2年でLED照明へ更新工事を行い、その後10年間に渡って維持管理するプロジェクトである。LEDへの更新を通じた省エネルギー化により、十分な環境改善効果(CO2削減効果)が想定できる。
- ・ R&Iは、(1)対象事業から十分な環境改善効果が見込めるか、(2)工事、期中運営時において環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされているかについて、LGPを通じて確認を行った。
- ・ (1)の観点では、適格性判断、期中の維持管理・運営等の体制面、これまでの実績等の確認を踏まえ、グリーンローンの対象事業として高い環境改善効果(CO2削減効果)が期待できると判断した。
- ・ (2)の観点では、工事・期中運営時への周辺環境に配慮した対応がなされていることを確認し、環境・社会面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされていると判断した。

以上より、フレームワークにおける調達資金の使途は、グリーンローン原則等に則ったものと判断した。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

主な評価の根拠

- ・ フレームワークの内容の確認

評価

- ・ 対象事業は環境課題(CO2削減)と地域活性化(地方創生)の同時実現をはかるとともに、SDGsの目標を達成すべき、持続可能なまちづくりに貢献するものと考えられる。
- ・ 対象事業は十分な環境改善効果が見込め、環境面や社会面における潜在的にネガティブな効果に対する配慮がなされている。
- ・ 本件プロジェクトの実施にあたってはSPCより委託を受けたLGPが中心となり、関係者と協議したうえ、SPCの社員総会へ報告し、経営会議にて決議されている。

以上より、フレームワークにおける対象事業の選定のプロセスは、グリーンローン原則等に則ったものと判断した。

3. 調達資金の管理

主な評価の根拠

- ・ フレームワークの内容の確認

評価

- ・ グリーンローンによって調達した資金について、SPCより委託を受けたLGPの総務部が、対象プロジェクトへの充当及び管理を行う。
- ・ 調達資金の引き出しは、専用口座を通じて実施される。LGP内部での確認および貸付人の承諾等の手続を経るなど適切に資金管理を実施する。
- ・ 未充当資金は、充当が決定されるまでの間は、未充当額と同額を現金又は現金同等物にて管理する。調達資金は2年以内に全額充当される。
- ・ 資金の充当状況については、SPCと出資関係や人的関係のない市内第三者の会計事務所による監査が必要都度行われる。信憑となる書類等は、LGPの総務部に総括文書管理者を設け、文書管理規定にて文書の保存期間及び保存期間の終了する日を定めたくえで適切に保管する。

以上より、フレームワークにおける調達資金管理の方針は、グリーンローン原則等に則ったものと判断した。

4. レポーティング

主な評価の根拠

- ・ フレームワークの内容の確認
- ・ レポーティングの開示予定内容の確認

評価

- ・ 本グリーンローンのレポーティングは、年に1度、昇陽電機のウェブサイトにて公表される。環境改善効果の算定については、LGPが設備管理システムよりデータを抽出し作成する。環境改善効果の算定に加え資金充当状況や償還状況についても事業期間中毎年度レポートを作成する。
- ・ レポーティングの内容は、資金充当状況および環境改善効果(年間電力量削減量、年間CO2削減量)が行われるというものであり、妥当な内容となっている。

以上より、フレームワークにおけるレポーティングは、グリーンローン原則等に則ったものとなっていると判断した。

<総合評価>

R&Iは、フレームワークがグリーンローン原則等に則ったものとなっていると判断した。

R&I グリーンボンドアセスメント

1. 調達資金の使途

- ・ 本フレームワークに基づき調達されたグリーンローンは、「中能登町公共施設等LED化事業」に係る支出に全額充当される。
- ・ 対象事業は、中能登町が所有する公共施設(計98施設)の既存の照明設備(管理総数19,312台)を、ローカルPFI方式により2年でLED照明へ更新工事を行い、その後10年間に渡って維持管理するプロジェクトである。LEDへの更新による省エネルギー化により、十分な環境改善効果(CO2削減効果)が想定できる。
- ・ R&Iは、(1)対象事業から十分な環境改善効果が見込めるか、(2)工事、期中運営時において環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされているかについて、LGPを通じて確認を行った。
- ・ (1)の観点では、適格性判断、期中の維持管理・運営等の体制面、これまでの実績等の確認を踏まえ、グリーンローンの対象事業として高い環境改善効果(CO2削減効果)が期待できると判断した。
- ・ (2)の観点では、工事・期中運営時への周辺環境に配慮した対応がなされていることを確認し、環境・社会面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされていると判断した。

以上より、グリーンローンの資金使途は環境問題の解決に資する程度が優れていると判断した。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

- ・ 本プロジェクトの実施にあたってはSPCより委託を受けたLGPが中心となり、関係者と協議したうえ、SPCの社員総会へ報告し、経営会議にて決議されている。

以上より、グリーンローン等のプロジェクトの評価と選定のプロセスは、明確かつ合理的であり、優れていると判断した。

3. 調達資金の管理

- ・ グリーンローンは、発行体が定めたフレームワークおよびファイナンス関連契約に基づき、本プロジェクト専用口座で調達資金が管理される予定であることを確認した。
- ・ プロジェクト総額はグリーンローンによる調達資金を上回っている。未充当資金は、充当が決定されるまでの間は、未充当額と同額を現金又は現金同等物にて管理される。

以上より、本グリーンローンの調達資金の管理方法は適切に定められており、特に優れていると判断した。

4. レポーティング

- ・ LED化による環境改善効果として、委託を受けたLGPが設備管理システムよりデータを抽出し、年間電力量削減量と年間CO2削減量を測定する。環境改善効果の算定に加え資金充当状況や償還状況についても事業期間中、毎年度レポートを作成し、昇陽電機のウェブサイトにて開示することを確認した。

以上より、グリーンローンのレポーティング方針は、内容、頻度の面から優れていると判断した。

5. 発行体の環境活動

- ・ 今回のグリーンプロジェクトは、地域事業者により包括的に一括で中能登町のLED化を推進することで、環境課題の解決(CO2削減)と地域活性化(地方創生)の同時実現をはかるとともに、SDGsの目標を達成すべき、持続可能なまちづくりに貢献するものである。
- ・ 調査・設計・施工・維持管理を実際に担う中能登町内の昇陽電機及び構成事業者8社と協力事業者4社及び協力企業1社は地域の環境課題の解決と地域活性化の両立という本プロジェクトの趣旨に賛同しており、

プロジェクト主体となる SPC と合意協定に基づく連携を行う。SPC から委託を受ける LGP は地方自治体にむけて環境改善事業に特化した官民連携 (PPP) 事業モデルの構築を支援しており、地域循環型官民連携事業に関する企画立案支援、SDGs・脱炭素に関する企画立案支援、グリーンファイナンス活用に関する調達を含む支援、その他グリーンプロジェクト組成支援業務を担っている。過去に環境省より「グリーンボンド発行モデル創出事業」認定を受けるなど、地域の事業者や金融機関が一体となってグリーンファイナンス (ボンド・ローン等) を活用し、地域の環境課題解決と地域活性化の両立を図る事業モデルを構築している。

以上より、環境活動への取組み姿勢は優れていると判断した。

＜総合評価＞

グリーンローンは、発行体が定めた本フレームワークに基づき発行される予定であり、グリーンローン原則等の 4 要件に適合したグリーンローンであると判断した。

また、R&I は、R&I グリーンボンドアセスメントに則り、グリーンローンの評価を行った。各項目の評価を基に総合評価を行い、R&I は評価対象のグリーンローンの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度が非常に高いと判断し、GA1 (本評価) を付与した。各項目における評価は、下記の通り。

【項目別評価】

各項目を 5 段階で評価し、 (最上位) から  (最下位) で表示している。

項目	評価	概要
調達資金の用途		対象事業はローカル PFI 方式によって LED に更新するプロジェクトであり、十分な環境改善効果が見込めるほか、環境面における潜在的にネガティブな効果に配慮して工事、運営がなされる点を確認した。環境問題の解決に資する程度が優れていると判断した。
プロジェクトの評価と選定のプロセス		グリーンローンのプロジェクトの評価と選定のプロセスは、明確かつ合理的であり、優れていると判断した。
調達資金の管理		グリーンローンの調達資金の管理方法は、適切に定められており、特に優れていると判断した。
レポートニング		グリーンローンのレポートニング方針は、内容、頻度の面から優れていると判断した。
発行体の環境活動		事業を通じた環境活動と地方活性化を積極的に推進している。発行体の環境活動への取組み姿勢は、優れていると判断した。

R&I グリーンボンドアセスメントの評価方法は以下のホームページに公開されています。

https://www.r-i.co.jp/rating/products/green_bond/assessment.html

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。